

区分	要件				支援内容
地域未来投資促進法にかかる税制優遇	県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた者				
	業種 製造業	合計取得価格 1億円以上 5,000万円以上 (農林漁業のみ)	資産の種類 土地・建物 (取得後1年以内に家屋の建築着手)		
過疎法にかかる税制優遇	業種 製造業・旅館業・ 農林水産物販売業・ 情報サービス業	資本金 5千万円以下 1億円以下 1億円超	合計取得価格 5百万円以上 1千万円以上 2千万円以上	資産の種類 土地 (取得後1年以内に 家屋の建築着手) ・ 家屋・機械及び装置	3年間課税免除 (固定資産税のみ)
奨励金	<p>新設、増設、移設</p> <p>(1) 投下・増加固定資産総額5,000万円以上かつ 新規雇用者5人以上</p> <p>(2) 投下・増加固定資産総額50億円以上かつ 新規雇用者25人以上</p> <p>(3) 投下・増加固定資産総額100億円以上かつ 新規雇用者50人以上</p> <p>※対象施設：製造業、情報通信業、物流関連業、宿泊業、 学術・開発研究機関の用に供される施設</p>				<p>【企業立地促進奨励金】</p> <p>(1) 固定資産税相当額の70/100 (限度額4億円)</p> <p>(2) 固定資産税相当額の75/100 (限度額8億円)</p> <p>(3) 固定資産税相当額の80/100 (限度額50億円)</p> <p>期間：10年間</p> <p>【雇用促進奨励金】</p> <p>1年以上の新規地元雇用者が5人以上の場合、 1人につき50万円 (限度額2,500万円)</p>